

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完了 改定	H28.10.21
	H27.11.27
作成	H27.10.20、H27.10.14
	H27.01.28、H26.05.29
	H26.01.27、H25.12.26
	H25.07.26

検討課題	14	議決を要しない計画等への議会の意見反映はどうするのか	
区分	I - A		
関連条例内容	<p>(市長の提案説明)</p> <p>第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景</p> <p>(2) 提案に至るまでの経緯</p> <p>(3) 他の自治体の類似する政策との比較及び検討</p> <p>(4) 市民参画の実施の有無とその内容</p> <p>(5) 亀山市総合計画との整合性</p> <p>(6) 財源措置</p> <p>(7) 将来にわたるコスト計算</p>		<p>2 議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。</p>
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会協議会の活用 ・10年以上の計画 ・実施計画以外の予算計上前の新規事業 ・既存政策の大幅な転換があった場合 		
現状分析		議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・市長が提案する重要な政策について、その定義が整理された。 ・市の各種計画について、平成25年5月から所管事務概要の資料として提出させ、当該年度に策定改定するものについては説明させ、その時期等を把握できるようにした。 		<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントを実施する計画への関与について (委員会としての意見が出せないか) ・委員会としての議論のあり方についてどの様なまとめ方を行うのかについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は、パブリックコメントを実施する計画についての対応を検討する。 ・各年度の改定する計画は5月提出の所管事務概要に添付される。 ・議会からの審議会委員への派遣の取扱いについて(カルテ5)と連動して、常任委員会の年間計画を作成し、この中に計画の策定期間を明記し、議論の時期を確認できないか。 ・議会への提案時期や内容については、正副委員長会議で詳細について検討を図る。

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントを実施する各種計画について委員会として関与することを第20回検討部会で決定。（平成26年5月1日） 正副委員長会議で協議して、各委員会の中で年間計画をたてることとする。 ・パブリックコメントを実施する各種計画については、骨子の段階と最終段階の2回説明を聞くこととし、議会としての意見については所管の常任委員会において意見を出し、執行部から回答をもらうことを確認。（平成26年11月28日正副委員長会議） ・パブリックコメントを実施する各種計画の最終素案の説明を受ける時期については、執行部と調整することを確認。（庁議前または庁議後） （平成27年8月18日 第33回検討部会） ・議会が関与する計画等については、パブリックコメントを実施する計画に関して中間の段階と最終素案の2回説明を受けることを基本とするが、毎年5月に提出される各種計画一覧をもとに執行部との協議の中で決定することを確認。（平成27年10月14日 第34回検討部会） ・各種計画一覧の提出時期については、2月の新年度予算説明会の際に提出することとし、関与する計画について、提出された各種計画一覧をもとに執行部と協議して決定することとした。（平成27年11月27日正副委員長会議） ・各種計画の中間案については、基本目標、基本施策、基本施策の方向について説明を受けることとし、併せて前計画との比較ができる資料を提出してもらうことを確認。（平成28年10月12日第43回検討部会、平成28年10月21日第18回議会改革推進会議）